

静岡県環境衛生科学研究所における個人向け競争的研究資金の取扱指針

(趣旨等)

第1条 個人向け資金の取扱いに関しては、資金事業に関する規程に定めるもののほか、この指針の定めるところによる。

2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究代表者等 研究代表者又は研究分担者をいう。
- (2) 資金事業 国又は公益法人等が実施する競争的研究資金事業をいう。
- (3) 個人向け資金 環境衛生科学研究所（以下「研究所」という。）に所属する職員が研究代表者等として資金事業に係る研究を行うことにより当該研究代表者等に交付され、又は分配される資金をいう。

(応募の申出の承認等)

第2条 研究所に所属する職員は、研究代表者等として資金事業に応募するときは、事前に個人向け競争的研究資金応募届出書（別紙様式1）により、環境衛生科学研究所長（以下「所属長」という。）に届け出て、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する資金事業への応募に当たって当該資金事業に係る研究の費用に間接経費（個人向け資金のうち直接経費（個人向け資金のうち資金事業に係る研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに直接充てられる経費をいう。以下同じ。）以外の経費をいう。以下同じ。）が計上されている場合は、所属長は、前項の承認を行う前に、その間接経費の用途について環境局環境政策課長と協議しなければならない。

(所属長の承認)

第3条 所属長は、前条第1項の規定による届出があったときは、次に掲げる事項を審査して資金事業に応募しようとする研究が職務としての研究に当たるかどうかを決定するものとする。

- (1) 県の施策に照らして研究所が取り組むべき研究であること。
- (2) 試験研究課題編成との整合性がとれること。
- (3) 当該研究に従事させる研究員人工が確保できること。

2 所属長は、前項の決定結果について、個人向け競争的研究資金応募承認（中止）通知書（別紙様式2）により研究代表者等に通知するとともに、環境局環境政策課長に報告するものとする。

(採択結果の報告)

第4条 研究代表者等は、資金事業を実施する国又は公益法人等（以下「実施機関」という。）から資金事業に係る採択結果の通知を受けたときは、速やかに所属長に報告するものとし、所属長は、その採択結果を速やかに環境局環境政策課長に報告するものとする。

(個人向け資金に係る経理等)

第5条 個人向け資金の管理及び経理の透明化及び適正化を図るため、個人向け資金の受領、管理及び経理に関する事務は、所属長が行うこととする。ただし、資金事業に係る規程の定めにより、個人向け資金が研究代表者等の名義の預金口座に送金される場合は、個人向け資金の受領に関する事務は、研究代表者等が行うものとする。

2 所属長は、前項本文の規定により行うこととされる事務を、研究所の出納員の職にある職員（以下「出納員」という。）に行わせるものとする。

3 所属長は、個人向け資金を受領し、及び管理するため、資金事業に係る規程の定めに基づいて資金事業に係る研究別に所属長若しくは出納員の名義の普通預金口座等を開設し、出納員に管理させるものとする。

（個人向け資金の受入れ）

第6条 所属長は、個人向け資金を前条第3項の規定により開設された普通預金口座等（以下この条において「預金口座」という。）において受け入れるものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定により研究代表者等が個人向け資金を受領した場合は、研究代表者等は、その個人向け資金の受け入れ後速やかに、個人向け資金の全額を預金口座に移管するものとする。

3 前2項の規定により預金口座に個人向け資金が送金されたときは、出納員は、速やかに受入計算書を作成し、所属長に報告するとともに、研究代表者等に通知するものとする。

（直接経費の執行及び管理）

第7条 出納員は、直接経費の執行及び管理にあたっては、資金事業に係る研究別に収支簿を備え、経費の費目別にその内容を明確にしなければならない。

2 預金により生じた利息は、直接経費と合算し研究に必要な経費に充てなければならない。

3 直接経費の執行及び管理については、本指針に定めるもののほか、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）、静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）及び静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）その他の県の規程の例による。

（取得備品の取扱い）

第8条 研究代表者等は、資金事業に係る研究のために取得した備品（以下「取得備品」という。）を原則として県に寄付するものとする。

2 資金事業の規定により、研究期間中は県へ寄付することができない取得備品については、研究完了後、速やかに県に寄付するものとする。

（研究成果の取扱い）

第9条 資金事業に係る研究の成果に関する次に掲げる権利（以下「特許権等」という。）の取扱いは、静岡県職員の職務発明等に関する規程（平成5年静岡県訓令乙第3号）等の例による。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (5) 著作権

2 所属長は、第3条の規定により当該研究を職務として承認する際に、当該資金事業等において、特許権等を県が継承できる措置が執られていることを確認しなければならない。

（収支事務の検査）

第10条 所属長は、個人向け資金の交付を受けた年度が終了したとき及び資金事業に係る研究が終了したときは、速やかに、直接経費に係る管理及び経理事務の検査を実施しなければなら

ない。

(口座の解約)

第11条 所属長は、資金事業に係る研究が終了したときは、その研究に係る個人向け資金を受け入れた普通預金口座等を解約するものとする。

(関係書類の保存)

第12条 所属長は、特に定めるもののほか、次に掲げる書類を資金事業に係る研究が終了した年度の終了後5年間保存するものとする。

- (1) 実施機関に提出した書類の写し
- (2) 実施機関から送付された書類
- (3) 研究代表者等と試験研究機関の間で取り交わした書類
- (4) 個人向け資金の収支簿、預金通帳、関係証拠書類等の経理に関する書類

(間接経費)

第13条 間接経費については、別に定めるところにより、県の歳入歳出予算に計上し執行するものとする。

(補則)

第14条 この指針に定めるもののほか、個人向け資金の取扱いに関して必要な事項は、くらし・環境部環境局長が定める。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

個人向け競争的研究資金応募届出書

年 月 日

(所 属 長) 様

(研究代表者等)

所 属

職・氏名

印

下記の試験研究課題について、個人向け競争的研究資金事業に応募したいので、「静岡県環境衛生科学研究所における個人向け競争的研究資金の取扱指針」第2条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出します。

記

1 試験研究課題名

2 個人向け競争的資金事業名

3 応募先機関名

4 応募予定研究費

年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合 計
直接経費	千円	千円	千円	千円
間接経費	千円	千円	千円	千円
計	千円	千円	千円	千円

5 関係書類 (試験研究課題の概要、公募要領等)

(別紙様式2)

個人向け競争的研究資金応募承認(中止)通知書

年 月 日

(研究代表者等)

所 属

職・氏名

様

(所 属 長) 印

年 月 日付で届け出のあった個人向け競争的研究資金事業への応募については、「静岡県環境衛生科学研究所における個人向け競争的研究資金の取扱指針」第3条の2の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 試験研究課題名
- 2 個人向け競争的資金事業名
- 3 応募先機関名
- 4 応募予定研究費
- 5 承認(中止)の理由